

平成 30 年 8 月  
農業技術環境課

## やまがた食の安全・安心アクションプラン（第 5 期）における 平成 30 年度農業技術環境課の取組みについて

### 1 安全で安心な県産農産物の提供の推進

#### 【平成 30 年度の取組み】

- 「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」に導入した「山形県版 G A P」の取組みの拡充とそのレベルの向上
  - ・平成 30 年度から「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」に農林水産省のガイドラインに完全準拠した G A P を導入し、認証制度に取り組む 41 団体の全ての生産者で G A P に取り組んでいる（40 団体は「山形県版 G A P」、1 団体は「日生協 G A P」を実施）。

#### 【やまがた農産物安全・安心取組認証制度の概要】

- ・集荷団体が統一した栽培暦を生産者団体に示し、それに基づき生産された農産物を出荷前分析によって、安全性を確認する制度で、これを「公益財団法人やまがた農業支援センター」が認証している。

### 2 環境に優しい農業の推進

#### 【平成 30 年度の取組み】

#### ○全県エコエリア構想の推進

- ・環境保全型農業直接支払交付金の取組みを推進する。
- ・エコエリアやまがた推進コンクールや地域エコエリアモデル地区を活用し、環境保全型農業の拡大を図る。
- ・各種イベントの開催やホームページを活用し、消費者等への情報発信に努める。

#### ○環境保全型農業・有機農業の推進

- ・県内 8 か所に有機農業オープンフィールドを設置し、技術の実証と地域における普及拡大を図る。
- ・野菜等の有機栽培技術開発を行う。
- ・熟練有機農業者（やまがた有機農業の匠）と連携し、新たな担い手を育成する。
- ・有機及び特別栽培農産物認証制度を活用し産地の育成を図る。

平成 30 年 8 月  
畜産振興課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第 5 期）における  
平成 30 年度畜産振興課の取組みについて

**基本方針 I 県産農産物等の信頼性の確保【生産者に係る取組み】**

＜安全で安心な畜産物の提供＞

**1 家畜伝染病発生予防**

家畜伝染病の発生予防及び監視のため、各種検査を実施する

**主な取組み**

- 家畜伝染病の発生を予防・予察するための検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 高病原性鳥インフルエンザの県内への侵入を早期に察知するため、モニタリング検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 生後 48 か月齢以上の死亡牛について、全頭 BSE（牛海綿状脳症）検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】

**2 飼料や動物用医薬品等の適正使用指導**

安全な畜産物を提供するため、家畜の飼養衛生状況の改善指導を行うとともに、動物用医薬品等の適正使用を指導する

**主な取組み**

- 家畜の飼料及び飼料添加物、動物用医薬品等の適正使用について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 動物用医薬品販売業者に対して適正販売について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】

平成 30 年 8 月  
水 産 振 興 課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第 5 期）における  
平成 30 年度水産振興課の取組みについて

1 水産物の衛生対策

主な取組み

◎貝類の安全対策について、生産者側の漁協に一元化した検査費用への補助を実施する。



【取組み内容】

県漁協への検査費用の補助（庄内総合支庁）

清浄性検査・岩ガキの成分規格検査・岩ガキのノロウイルス検査

⇒庄内沿岸 7 海域毎に検査

貝毒検査

⇒庄内沿岸 1 海域で検査

◎ノロウイルスを原因とした食中毒の危険性を考慮して、4 月から 5 月までの岩ガキの採取の自主規制を継続して指導する。

2 水産用医薬品の適正使用と衛生管理の推進

主な取組み

◎養殖生産現場の実態を把握し、養殖業者に対する養殖環境の改善などの技術指導や啓発を実施する。

◎安全・安心な養殖生産物の供給のため、水産用医薬品の適正使用を指導する。

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第 5 期）における  
平成 30 年度食品安全衛生課の取組みについて

## 1 食中毒予防対策

食品等事業者への衛生管理に係る指導の充実や大量調理施設に対する監視指導等の充実を図る。

## 主な取組み

## ○周知

- ・食の安全ほっとインフォメーションや市町村広報誌等を通じて注意喚起を図る。

【食安課】

## ○監視指導

- ・大量調理施設に対する監視指導を実施する。【保健所】
- ・各強化月間における監視指導を実施する。【保健所】

## 2 食品等事業者における危機管理体制の充実

健康被害発生のおそれがある事案が発生した場合は、食品等事業者が保健所ホットラインを活用し、速やかに通報するよう周知するとともに、適切な対応を指導する。

## 主な取組み

## ○周知

- ・保健所ホットライン（各保健の緊急受付電話番号）の周知と活用を図る。  
【食安課、保健所】
- ・健康被害発生のおそれがある場合、被害拡大防止対策について、指導助言を行う。  
【保健所】

## 3 食品表示

平成 27 年 4 月施行の食品表示法の経過措置期間：平成 32 年 3 月 31 日まで（加工食品）  
平成 29 年 9 月からの新たな原料原産地制度の経過措置期間：平成 34 年 3 月 31 日まで  
⇒ 適正な表示の確保を図る。

## 主な取組み

## ○周知

- ・食の安全フォーラム（7 月 遊学館（※）、11 月 最上地域）を開催し周知する。  
【食安課、最上保健所】
- ・食品営業許可更新講習会等で周知する。【保健所】
- ・食品適正表示推進者養成講習会を開催する（村山地区・庄内地区）。  
【食安課、（公社）山形県食品衛生協会】

#### (※) 食の安全フォーラム開催状況

テーマ「食品表示の新しいルールを理解と食物アレルギーについて」

と き：平成30年7月24日（火） 場所：遊学館

参加人数：約300人

内 容：(1) 講演「食品表示法について」  
講演「食品表示法の違反事例について」  
講演「食物アレルギーの実態について」  
(2) パネルディスカッション及び意見交換

\* (公社)山形県食品衛生協会と山形県の共催

#### 4 食品等事業者の自主衛生管理

食品衛生法の改正により、原則すべての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が制度化されるため、HACCPの導入を更に推進する。

##### 主な取組み

##### ○ 導入検討施設への指導助言と講習への講師派遣

- ・ HACCP導入を検討している施設に対する指導助言を行う。【保健所】
- ・ 講習への講師派遣【保健所、食安課】

##### ○ 周知

- ・ 食品営業許可更新講習会等で周知する。【保健所】
- ・ 食品等事業者を対象とした講習会を開催し周知する。【保健所】

#### 5 県民への情報提供の推進

各種講習会や各種媒体を活用して、食の安全に係る情報提供を広く県民の方々に行う。

##### 主な取組み

- 食の安全ほっとインフォメーションや市町村広報誌等を通じた注意関係【食安課】
- 県ホームページ等で食品衛生に係る情報を随時更新【食安課】
- 業者や消費者向けの講習会の開催【食安課、保健所】